

「(仮称)静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」骨子案に対するパブリックコメント回答

【凡例】

- ・意見者番号は、受付順に付番しています。
- ・意見番号は、1人から複数の意見があった場合、意見内容ごとに付番しています。
- ・項目の分類は、意見内容に応じて、該当すると思われる素案の項目ごとに便宜的に記載しています。

意見者番号	意見番号	項目	意見	条例骨子案に反映済	条例案に反映	今後の運用で参考とする	その他	市の考え方
1	1	実効性の確保	罰金額を現在の案の倍にする				○	本条例案では、違反行為を未然に防ぐ観点から、指導・勧告・措置命令等の段階的な措置を基本とし、それでも是正が図られない場合の対応として、過料(行政上のルール違反に対して科される金銭的制裁:行政罰)ではなく、より抑止力のある刑事罰としての罰金を規定しています。罰金額については、その額を上げるだけでは抑止力が比例して高まる訳ではありません。他自治体の条例や本市の既存条例との整合性を踏まえて、現在の額が適正であると考えています。
2	2		広大な敷地が必要となり、土地の所有者だけの承諾で工事が始まってしまふ傾向があります。個人の問題よりも地域全体の問題として扱って欲しい。知り合いの方の話では、設置場所が大雨で地盤が緩み、その結果として中程度の土石流が発生した、という話しは軽視できない問題だ。設置に伴う災害や問題が発生した場合の事後処理などを確認する必要がある。決して多数決的な手段で物事を決めないで欲しい。				○	太陽光発電施設に伴う防災や環境保全などの課題は、地域全体に関わる課題であるとのこと指摘は重要であると考えています。本条例案は、防災・環境保全・景観等に配慮し、地域との調和が図られた太陽光発電事業が実施されることを目的としています。このため、事業者に対し、計画段階から地域住民等への説明を求めるとともに、維持管理等基準の遵守や災害発生時の報告、必要な措置を義務付けることで、地域と調和した事業の導入を図っていきたくと考えています。
3	3	おおかた 良い内容に感じられます	法律に詳しい訳でも電気事業者について詳しい訳でも無いただの素人が読むとこれならある程度良からぬ輩を防ぐ事が出来そうな気がしてしまいましたただ罰則金が低すぎる気がします 悪意の有る人達は大金持ってるに決まってるもっと罰則金は一桁増やしても或いは二桁増やしてもいいと思います そして準備金を使って行政で速やかに撤去の約束をして欲しいと思います				○	本条例案では、事業者による違反行為を抑止するため、指導・勧告・措置命令・公表といった段階的な措置に加え、罰金を規定することで、実効性を確保する仕組みとしています。罰金の金額については、その額を上げるだけでは抑止力が比例して高まる訳ではありません。他自治体の条例や本市の既存条例における罰金額との整合性を踏まえて適正であると考えています。また、設置規制区域内に新たに太陽光発電施設を設置する事業者には、事業廃止時の廃棄等費用に備えた保証金の預入を求めることに加え、保証金に係る預金債権について市を質権者とする質権を設定する仕組みをつくることにより、太陽光パネル等が適正に撤去・処分されない場合等には、市が事業者に代わって廃棄等を行う場合の費用に充てることを想定しています。
4	4	設置場所と自然保護について	森林伐採してまでやることか不明である。自然保護したほうが手間暇かからず良いと考える。また、森林に設置するメリットが不明である。大きな施設(民間含む)の駐車場のほうが管理面でも良いのでは?民間敷地設置の場合は数年間の減税のメリットを提示すべき			○		本市としては、森林伐採を伴う太陽光発電施設の設置により、森林が持つ土砂災害防止機能や二酸化炭素吸収、水源涵養機能が低下し、環境面への影響が高まる場合があると認識しています。このため、森林などへの影響が大きい区域を設置規制区域として定め、許可制により設置の可否を判断します。土地所有者等がその土地をどのように使用するかは自由ですが、「災害の発生を助長し又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないよう努める」ことを責務として規定します。
5	5	対象施設の考え方について	太陽光発電施設を複数のブロックに分ける、ないしは複数の事業者が実施することで、条例対象外となる事象の発生が想定されます。特に土砂流出に対する観点から、近隣に複数事業が存在する場合は合算して条例の対象とするような配慮が必要ではないでしょうか。そこで、例えば『同一の集水域に存在する施設を合算の対象とする』といった条文の追加を提案します。			○		異なる事業であっても、実施主体や実施時期、実施箇所の違いにも一体性が認められるものについては、原則として一つの事業区域として取り扱う考えです。具体的には、同一又は実質的に同一の事業者が、近接した場所において、一定期間内に連続して施設を設置するような場合など、事業の実態として一体的に行われていると認められる場合には、一体の事業として判断します。こうした考え方については、条例の適切な運用を図るため、設置に関する基準等の中で規定することを検討します。
6	6	「(仮称)静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」	太陽光発電施設には反対です。全国的に見ても、自然破壊や異常気温など弊害が多いのではなきてしょうか。実際、自然を破壊し災害まで招く危険性もあるのに、そこまでして太陽光発電の施設を運営していく意味があるのでしょうか。それにメガソーラーは永久では無く、経年劣化した先には巨大な不燃ゴミでしかありません。それを、どこに廃棄するのでしょうか?地球に優しいなどという謳い文句をもはや信じる人はいないと思います。一度破壊された自然を元の通りに戻す事はできません。これからの私たちは、利便性を求めるよりも、いかに今の自然を守っていくか?…ここに注目していくべきだと思います。私たちに子供たちに住みやすい日本を受け渡していく義務があります。そのためには自然を保護していく事が最優先だと思います。			○		太陽光発電はカーボンニュートラル実現に向け必要な発電ですが、普及にあたり環境保全と両立することが必要です。このため、条例は、防災・環境保全・景観に配慮し、地域との調和が図られた太陽光発電事業を誘導することを目的としています。また、将来的な太陽光パネルの廃棄に関しては、使用済み太陽光パネルについて、まずリデュース(排出抑制)やリユース(再使用)を優先し、それが困難な場合にリサイクル(再資源化)に努めるという考え方を明確にしています。今後、国の動向や技術開発の進展を踏まえ、廃止となった太陽光発電施設がその後も適正に使用又は処理されるよう検討を進めていきます。
7	7	対象施設について	なぜ営農型太陽光発電施設をこの条例の対象外とするのでしょうか。ただ下部が営農しているだけで、単なる太陽光発電施設と何ら変わらないのではないのでしょうか。営農型であろうが適正な施設の維持管理や廃棄処理が求められることは変わらないですし、営農型太陽光発電では上部の施設を農業者が設置しているとは限らず、一般の発電事業者が設置するケースもあるようですので、対象外とされれば「条例逃れ」的な営農型太陽光発電が増える可能性があるのではないのでしょうか。また、このような施設が大型化したり増加することで良好な景観や生活環境への影響が懸念されることから、営農型太陽光発電施設を対象外とすべきではないと考えます。		○			本条例案では、農地法に基づく一時転用許可を受け、営農を継続して設置される営農型太陽光発電施設は、環境や防災機能への影響が比較的小さいものとして、対象施設から除外する整理としています。一方で、ご意見のとおり、営農型であっても、適正な維持管理等や廃止後の処分が求められる点は他の地上設置型施設と同様であり、施設の増加に伴う景観等への影響も懸念されます。これらを踏まえ、営農型太陽光発電施設についても、条例の対象とする方向で検討を進めていきます。

8	8	対象施設について	10kw以上の太陽光発電施設を対象施設とする点より、10kw未満の太陽光発電施設は、適用外とみなせるが、例えば、太陽光発電事業者は、各事業者は資本及び利益を共有する関係や関連のないこと、各事業者に対し独立性を確認する必要であり、曖昧性のない制度設計を策定して頂きたいと考えました。				○	異なる事業であっても、実施主体や実施時期、実施箇所のいずれにも一体性が認められるものについては、原則として一つの事業として取り扱う考えです。このため、個別には10kW未満の施設であっても、同一の事業としてみなされ、合計出力が10kWを超える場合には、条例の対象となります。また、土砂流出などの災害リスクについては、個々の施設だけでなく、周辺に設置される施設を含めた累積的な影響を考慮し、市として適切に判断できるよう、技術基準や運用の明確化を通じて適切に対応していきます。
8	9	区域の設定について	設置規制区域の全ての箇所に緩衝地域を設定するよう希望します。太陽光発電施設は、その特性上、反射光による光害は予め想定されています。光害に対処する備えは必要と考えています。例えば、釧路湿原などで発生している問題などを精査すべきと思います。				○	設置規制区域に緩衝地域を設定すると、過度な土地利用の制限につながるおそれがあります。加えて、場所によっては緩衝地域を設けても反射光による光害を十分に防止できない場合も考えられます。このため、反射光による光害については、区域設定による対策ではなく、低反射素材のパネルの使用など、技術基準の中で必要な対策を講じることで、生活環境への影響の低減を図っていきたく考えています。
8	10	設置規制区域内における設置許可基準について	施設設置に関する基準骨子案の中にあります、反射光への対応に関する制度設計を正しく行い、光害に備えるご検討を希望します。例えば、米国の基準例ですが、非電離放射の紫外線の被曝限界などを参考にしてはいかかでしょうか。紫外線光(180~315nm)の被曝限界0.02μW/cm2、紫外線光(315~400nm)で被曝限界0.2mW/cm2とされています。				○	本条例案では、反射光への対応を技術基準の一つとして位置づけ、低反射素材のパネルを使用するなど、事前に影響を抑制する対策を基本としています。今後は、科学的知見や先行事例も参考にしながら、実効性のある光害対策となるよう、具体的な基準の検討を進めていきます。
9	11	必要な手続き「設置規制区域内に設置する場合は、市長の許可が必要」	設置規制区域内は設置「禁止」区域としていただきたい。理由としては、設置規制区域に設定している理由(太陽光発電施設の設置により、土砂災害や環境、景観等に大きな影響を及ぼすことが懸念される)のとおり、その地域に設置するリスクを負うべきではないため。				○	本条例案では、土砂災害・環境保全・景観等への影響が大きい区域を設置規制区域として設定しています。一方、民有地における土地利用は、一定の範囲で土地所有者等の権利として認められています。このため、一律に設置を禁止するのではなく、許可制を採用し、防災、環境、景観等の設置基準を満たす事業のみ許可する仕組みとします。これにより、結果としてリスクの高い立地への設置を抑制していきます。
9	12	適正な維持管理等<適正な維持管理等の考え方>、設置規制区域内における設置許可(両方に関係します)	太陽光発電事業者は、その撤去リスク(コスト)が高いことから計画倒産する事業者も多いとニュースなどで聞きます。そういった事態に備えて、撤去にかかる相当額等を市へ事前に「預け金」として預け入れることを設置許可の条件に追加していただきたいです。「預け金」は、当該設置物が問題なく撤去された際に全額返金、万が一倒産などで適切な撤去がされず放置された場合は、市がその預け金をもって撤去を行う等、資金面でのリスク管理もしていただきたいです。				○	太陽光発電施設の廃止後に適切な撤去・処分が行われない事態を防止するため、廃棄等に要する費用をあらかじめ確保する仕組みとして、保証金制度を設けることとしています。設置規制区域内においては、保証金の預入を設置許可の条件とし、倒産等により太陽光パネル等が適正に撤去・処分されない場合には、市が事業者に代わって保証金を廃棄等を行う場合の費用に充てることを想定しています。これにより、実効性のある制度運用を図っていきます。
9	13	<施設設置に関する基準骨子(案)> > (2)自然環境の保全に関する事項	設置地域に生息する生物の種類や個体数等の事前調査と森林伐採等による生態系バランスへの影響調査(専門家立会いのもと実施、報告)の義務を設置基準に追加していただきたいです。近年、自然環境は大きく変化(破壊)しており、生物達は生息地を移り変えて生き残っていることもあります。現状の生態系をきちんと把握し、生態系バランスに影響がない範囲でのみ設置を許可すべきと考えます。地球環境を守ることが目的のため、自然環境・生態系の破壊が前提として設置することは許されるべきではありません。				○	太陽光発電施設の設置にあたっては、森林伐採や土地の形質変更等により、自然環境や生態系に影響を及ぼすおそれがあります。このため、条例案では、自然環境への影響が大きい区域については設置規制区域として許可制を導入し、防災や環境保全の観点から施設設置に関する基準を設け、設置の可否を判断する仕組みとします。なお、生物の種類や個体数等に関する詳細な調査については、環境アセスメント(法や市条例)の対象となる場合に環境影響評価の中で実施し、その結果を踏まえ、自然環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するよう指導していきます。一律に全ての施設について詳細な影響調査を義務付けることは考えていません。
10	14	罰金と保証金について	罰則としての「最大50万円以下の罰金」は事業規模に対して軽微すぎるため、逸脱や違法行為の抑止力として全く役に立たないと考え。同様の理由で保証金も少額すぎると考える。太陽光発電に関わる企業の主目的は営利で、必ずしも静岡を良くしようとか、日本を良くしようと考えているわけではない。海外資本の流入も著しい現在、従来の日本人が待つような「恥や外聞を気にする価値観」による抑止力は期待できない。相手は「他利の心がない」ことを前提に、抑止力が働くシステムを作ることが必須と考える。逸脱や違法行為の抑止力として、事業継続中は事業者が無視できない額の金銭を人質にとることを提案したい。金銭が好きなのは、金銭を失うことを何より嫌がるからである。骨子のkW当たりの保証金は10倍でも良い。無責任なことをしたら多大な金銭を失う内容も良いと思う。金儲けしか考えていない人達が静岡の土地や人の生活を荒らし、都合が悪くなったら逃げようようなことはあってはならない。より良い条例が作られることを希望するが、条例で不足の部分は、国にも働きかけてほしい。				○	本条例案では、違反行為に対する抑止力を確保するため、罰則と保証金制度を組み合わせた制度設計としています。罰金額については、単に額を引き上げることで抑止力が比例して高まるものではないことから、他自治体の条例や本市の既存条例との整合性を踏まえ、現在の額を適正と判断しています。また、事業終了後の太陽光パネル等の撤去・処分を確実にするため、廃棄等費用に備えた保証金の預入及び保証金に係る預金債権について市を質権者とする質権設定契約の締結を設置許可の条件とし、太陽光パネル等が適正に撤去・処分されない場合等には、市が事業者に代わって廃棄等を行う場合の費用に充てることを想定しています。保証金の額については、国のFIT制度における廃棄等費用積立制度や他自治体の事例を参考にしながら、事業規模等に応じて制度の実効性が確保されるよう設定していきます。国に対しては、再エネ特措法による事業計画認定(FIT/FIP認定)の取消しを働きかけていきます。
10	15	条例そのものについて	骨子への意見を先ほど送ったが、森林伐採を伴うような太陽光発電をどうしても行なう必要がある場合に限った前提であることを付け加えたい。大規模な太陽光発電は、自然環境、生活環境、自治体への経済負担などのデメリットも多く、さらに外資参入により国防を害している可能性も指摘されている。そもそも平地が少ない日本には向かない方法だと考えるため、新設は基本的に反対である。太陽光発電であれば、ペロブスカイト太陽電池など国産の技術を環境負荷の低い方法で活用する方法を模索してほしい。				○	太陽光発電施設の設置については、森林伐採や土地の形質変更を伴う場合、自然環境や生活環境への影響が大きいことから、条例案では、影響が大きい区域は設置規制区域として許可制を導入し、防災・環境保全・景観等の設置基準を満たさない事業については許可しない仕組みとします。一方、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、ペロブスカイト太陽電池をはじめとする次世代型太陽電池の普及は重要であると認識しています。本条例案においても、建築物の屋根等に設置される太陽光発電施設については、環境負荷が比較的小さいことから設置を促進する方針とし、条例の対象外としています。

11	16	廃止後の処分費用保証金制度について	廃止後のための処分費用に関して保証金制度の導入は賛成です。今の所検討中との事ですが保証金の額が少ないと考えております。現時点では1kWあたり3万円～5万円程度必要だと思います。また、10年程度を目安に実際の費用を元に保証金を増減して行く必要があると考えます。				○	太陽光発電施設の廃止後に適切な撤去・処分が行われぬ事態を防止するため、廃棄等に要する費用をあらかじめ確保する仕組みとして、保証金制度を設けることとしています。 設置規制区域内においては、保証金の預入を設置許可の条件とし、倒産等により太陽光パネル等が適正に撤去・処分されない場合には、市が事業者に代わって保証金を廃棄等を行う場合の費用に充てることを想定しています。これにより、実効性のある制度運用を図っていきます。 保証金の額については、国のFIT制度における廃棄等費用積立制度や他自治体の事例を参考にしながら、事業規模等に応じて制度の実効性が確保されるよう設定していきます。
11	17	農地法に基づく一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置するものは、下部において適切な農地の管理が継続されることから、環境や防災機能等に影響を及ぼすものではないため、対象施設から除く。	農地の場合環境や防災機能に影響はないため対象から外すとされているが、農地であっても対象から外すべきではないと思う。農地の場合は廃止後の廃棄処分が適切に行われないと「周辺農地への影響」が大きくなる可能性があると考えられます。特に太陽光パネルが破損した状態で放置されると周辺へ土壌汚染が発生し、周辺農地の営農へ悪影響を与えてしまうリスクがあると考えます。そのため農地の場合も廃止後の保証金制度の対象に含めて欲しいと思います。				○	本条例案では、農地法に基づく一時転用許可を受け、営農を継続して設置される営農型太陽光発電施設は、環境や防災機能への影響が比較的小さいものとして、対象施設から除外する整理としています。 一方で、ご意見のとおり、営農型であっても、適正な維持管理や廃止後の処分が求められる点は他の地上設置型施設と同様であり、適正な維持管理等や撤去・処分がなされない場合には、自然環境や生活環境等に著しい影響も懸念されます。 これらを踏まえ、営農型太陽光発電施設も条例の対象とすることにより、設置規制区域内に新たに営農型太陽光発電施設を設置する事業者に対しても、事業廃止時の廃棄等費用に備えた保証金の預入や保証金に係る預金債権について市を質権者とする質権を設定することを義務化する方針で検討を進めます。
12	18	設置規制区域内における設置許可基準について	自然公園、風致地区、景観重点地区などにおける土地利用に係る許可基準は、環境、風致景観などの保全の実効性を担保するため、それぞれの法規制より厳しい基準とする必要があると思います（禁止行為として明文化）				○	自然公園、風致地区及び景観重点地区等における太陽光発電施設の設置については、それぞれ関係法令等に基づき、環境や風致景観の保全の観点から必要な規制や手続が定められています。 本条例における設置許可の技術基準等については、これらの法令等との整合を図るとともに、太陽光発電施設の特性及び地域の実情を踏まえ、景観や環境への配慮が図られるよう遵守すべき事項を定めるよう検討していきます。
13	19	骨子案 責務 南アルプスエリアにおける地権者としての太陽光発電設置の考え	森林を伐採し、山を造成してまでしてパネルを設置しても、太陽光発電が持続的なものになるかは、FIT（再生エネルギーの固定価格買取制度）が影響すると考えます。まず、太陽光発電による乱開発が進まぬように監視の目が必要だと思います。当社にとっては、井川山林に限らず静岡市内に所有する山林のすべてが設置規制区域になります。そうすると、条例の網はかかるものの、実際に当社がそれらの山林で太陽光発電をするかと言えば可能性は著しく低いと考えております。万が一実施するにしても、当社の使命に照らして土砂流出とかを起してまでやることはあり得ないので、条例の影響を受けることはほぼないと思います。ただ、登山小屋にソーラーパネルをつける可能性はあると思いますが、登山小屋は県・市の施設であり、設置するのは屋根の可能性が高いと考えます。それ以外の当社施設周辺への設置は考えられなくもありませんが、日照時間の関係で効果は薄く、伐採や造成をしてまで実施することはないと思います。自然を守るために、活かすことも重要であり、持続的な自然との共生活動に寄与するエネルギー施策を牽引、推進いただきたいです。				○	本条例案は、防災・環境保全・景観等に配慮し、地域との調和が図られた太陽光発電事業が実施されることを目的とし、適正な維持管理等が確実に実行されるよう必要な手続を定めるものです。 このため、太陽光発電事業と自然環境等との調和を図りながら、持続可能な形で導入を進めていくことが重要であると認識しています。 本条例案においても、建築物の屋根等に設置される太陽光発電施設については、環境負荷が比較的小さいことから設置を促進する方針とし、条例の対象外としています。いただいたご意見を参考に、自然環境の保全と太陽光発電事業の導入の両立を図りながら、持続可能な地域づくりを進めていきます。
14	20	p15 実効性の確保	今までガイドラインのみの運用で、条例がなかったことに驚きました。条例が1日も早く制定されることを切に願います。罰金の金額設定が低く感じました。他自治体の条例や本市の他の罰金規定を設けている条例を参考にしたことですが、この金額では抑止力が働くのか不安に思いました。せめて倍くらいの設定でもよいのではと感じました。再度ご検討のほどよろしく願います。				○	これまでのガイドラインの運用では、防災や環境面において高いリスクがある区域への導入抑制が法的に担保できるわけではなく、遵守しなかった場合に強制力を持った必要な措置を講じることができないといった課題がありました。この条例において、実効性を持った指導等を行うことができるような仕組みを検討していきます。 ご意見をいただいた罰則に関する規定ですが、条例案では、違反行為を未然に防ぐ観点から、指導・勧告・措置命令等の段階的な措置を基本とし、それでも是正が図られない場合の対応として、過料（行政上のルール違反に対して科される金銭的制裁：行政罰）ではなく、より抑止力のある刑事罰としての罰金を規定しています。 罰金額については、その額を上げるだけでは抑止力が比例して高まる訳ではありません。他自治体の条例や本市の既存条例との整合性を踏まえて、現在の額が適正であると考えています。

15	21	【基本認識】と【必要性】の部分	太陽光や風力発電は、環境に優しい発電方法と認識されているがそれは誤解です。晴れ間や風が吹かなければ発電はしません。夜間には発電出来ません。電力は供給量と使用量のバランスを保たなくてはなりません。太陽光発電が普及すればするほど、バックアップ電源が必要になります。現在それを賄っているのは火力発電です。太陽光や風力での発電はあくまでもプラスアルファにしか過ぎない。この現実と自治体は冷静に向き合うべきです。特定の政治家やメディア、企業の肩を持つのではなく、自治体に住む住民の生活を第一に考えるべきです。もう一度繰り返します。太陽光や風力発電のこれ以上の普及は、必要ありません。				○	太陽光発電や風力発電は、天候や時間帯により発電量が変動する特性があり、電力の安定供給のためには調整電源が必要であることについては、ご指摘のとおりです。再生可能エネルギーの導入にあたっては、系統全体の需給バランスや安定供給の確保を前提として進められるべきものと認識しています。 一方で、我が国においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、化石燃料由来の電力を、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー由来の電力に転換し、活用を進めることが国の基本的な方針として示されています。本市としても、国のエネルギー政策の基本方針を踏まえ、防災や環境等に配慮した太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及が必要であると考えています。 このため、本条例案は、防災・環境保全・景観等に配慮し、地域との調和が図られた太陽光発電事業が実施されることを目的としています。このため、事業者に対し、計画段階から地域住民等への説明を求めるとともに、維持管理等基準の遵守や災害発生時の報告、必要な措置を義務付けることで、地域と調和した事業の導入を図っていきたくと考えています。 今後も、エネルギー政策に関する多様なご意見があることを踏まえつつ、適切な制度運用に努めていきます。
16	22	静岡市にメガソーラーは必要ありません	そもそも太陽光発電は再生可能エネルギーではではありません。太陽光発電のような不安定電源はバックアップまで含めると、全く環境にはよくない事業です。したがって、これ以上の太陽光発電所は全く認可する必要は無い!!しかしながら、参入してくる企業がある限りこのような規制を市が実施するのは大変良い事だと思います。しかし、まだ生ぬるいです。設置に際しての審査はもっと厳格にすべきです。				○	本条例案は、防災・環境保全・景観等に配慮し、地域との調和が図られた太陽光発電事業が実施されることを目的としています。 本条例案では、土砂災害や環境、景観等への影響が大きい区域を設置規制区域として許可制を導入し、防災や環境保全の観点から施設設置に関する基準を設け、設置の可否を判断する仕組みとします。 設置許可の基準については、関係法令等との整合を図るとともに、太陽光発電施設の特性及び地域の実情を踏まえ、防災・環境保全・景観等への配慮が十分に図られるよう遵守すべき事項を定めるよう検討していきます。
16	23		保険は任意ではなき必須にすべきです。				○	本条例では、特に一箇所あたりの合計出力が1,000kW以上の大規模太陽光発電事業については、事故又は土砂の流出等の災害による太陽光発電施設の損壊又は事業区域や周辺地域の環境上の支障が生じたときは、復旧、支障の除去や他者への損害賠償に多大な経費が必要となることから、損害賠償責任保険等への加入を義務付けています。一方で、比較的小規模な事業については、事業規模や想定されるリスクの程度、事業者負担との均衡を踏まえ、保険加入は努力義務としています。 いずれの規模の事業においても、事故等に備えた適切なリスク管理は重要であると認識しており、事業者に対しては保険加入を含めた必要なリスク管理が実施されるよう、引き続き指導していきます。
16	24		特に事業廃止した時に現状回復する資金を市は業者から徴収してください。それでなくとも、廃棄物には有害物質が多量に含まれています。仮にそれを正しく廃棄しても、元の景観に戻る事はありません。基本的に太陽光発電事業は新しく認可すべきでない!それに尽きます。				○	太陽光発電事業を廃止するときは、廃棄物とならないよう排出抑制(リデュース)し、再使用(リユース)することを優先することを規定しました。 また、太陽光発電施設の廃止後に適切な撤去・処分が行われない事態を防止するため、廃棄等に要する費用を事業者があらかじめ確保する仕組みとして、保証金制度を設けることとしています。 設置規制区域内においては、保証金の預入を設置許可の条件とし、倒産等により太陽光パネル等が適正に撤去・処分されない場合には、市が事業者に代わって保証金を廃棄等を行う場合の費用に充てることを想定しています。これにより、実効性のある制度運用を図っていきます。
17	25	P.1 太陽光発電施設に対する基本的認識	カーボンニュートラルの実現の方法として太陽光発電ありきで進めている印象を受けるが、本当にCO2を削減できるのかを、まず再確認する必要があります。太陽光発電の運転中だけでなく、太陽光パネル等の製造や太陽光発電施設の建設工事から廃止後の撤去工事や太陽光パネル等の処分まででのCO2発生量を示していただき、本当にカーボンニュートラルが実現できるのか確認すべきである。この結果により、この条例を太陽光発電を禁止する内容に変更することも必要であると考えます。また、太陽光発電に対して、カーボンニュートラルだけではなく、他の側面からも評価すべきです。一般市民や企業が支払う電力料金に上乗せされている再エネ賦課金は、家計を苦しめるだけでなく、製造会社等の国際競争力を弱めていて、日本の景気回復の阻害要因のひとつになっている。ましてやカーボンニュートラルに役立っていないのならば、太陽光発電も再エネ賦課金も止めるべきであると考えます。				○	発電施設の環境への負荷については、運転時のみならず、製造、施工、廃棄までを含めたライフサイクル全体で評価する「ライフサイクルアセスメント(LCA)」の手法により、国において検証が行われています。環境省や資源エネルギー庁によれば、太陽光発電のライフサイクル全体での二酸化炭素排出量は、火力発電と比較して低い水準にあると評価されています。 一方で、森林伐採を伴う設置など、立地条件によっては二酸化炭素吸収源の減少や自然環境への影響が懸念されることも事実であり、本市としてもそうした課題を認識しています。 本条例案は、特定の発電方式の推進又は禁止を目的とするものではなく、防災・環境保全・景観等の観点から、地域との調和が図られた事業が適正に実施されるよう、必要な手続きを定めるものです。特に、防災や環境面において高いリスクがある区域への設置抑制等を通じて、環境への負荷の低減を図ることを目的としています。 再エネ賦課金については、様々なご意見があることを承知していますが、再生可能エネルギー政策や再エネ賦課金制度の在り方については、国のエネルギー政策全体の中で総合的に議論されるべき事項です。 引き続き、国の動向を注視しつつ、適切な制度運用に努めていきます。

17	26	P.5 区域の設定	<p><最後に追記> ※⑦⑨⑪⑫⑬については、各設定区域・地域・地帯の外であっても、当該景観に影響を及ぼす場合は、設置規制区域内と同等に扱う。</p> <p><理由>景観に関するものについては、そのエリア外で太陽光発電施設等が設置されてもその景観に大きな影響を受けることがあるため。</p>				○	<p>本条例案では、設置規制区域内については許可制を採用し、防災・環境・景観等の設置基準を満たさない事業については許可しない仕組みとしています。これは、客観的かつ明確な基準に基づき、適正に判断する必要があるためです。</p> <p>景観に関しては、ご指摘のとおり設置規制区域外であっても、周辺から見える位置関係などにより影響が生じ得ることは認識しています。しかし、「どの範囲までを影響があると判断するのか」という基準を区域外にまで拡張して一律に許可制の対象とすることは、客観的かつ明確な判断基準の設定が難しく、制度運用上の課題があります。</p> <p>このため、本条例案では、法令や計画に基づきあらかじめ明確に区域が定められている区域を設置規制区域として設定し、その区域内では許可制により厳格に審査することとしています。</p> <p>なお、設置規制区域外であっても、景観法その他関係法令に基づく手続きや、本条例に基づく設置に係る届出制度、地域住民等への説明義務等により、周辺環境との調和が図られるよう指導していきます。</p>
17	27	P.11 <施設設置に関する基準骨子(案)>	<p><(4)に追記> ・部外者進入防止柵の設置(地上設置型・屋上設置型共に) <(7)から削除> 柵の設置 <理由> 大地震等により太陽光パネルが脱落した場合でも、太陽光パネルは壊れていても配線が無くても光が当たっていれば発電するので、部外者が進入して感電しないために、「その他の事項」欄ではなく「安全性の確保に関する事項」欄に明記する。</p>				○	<p>太陽光発電施設は、災害時に破損している場合であっても一定の電圧が発生する可能性があるため、感電等の二次被害を防止する観点から安全対策は重要であると認識しています。このため、柵の設置については、「安全性の確保に関する事項」に位置付けることとします。</p> <p>なお、本条例案では建築物に設置する太陽光発電施設(屋上設置型)については対象外としていることから、当該施設設置に関する基準の適用についても対象外となります。</p>
17	28	P.13 適正な維持管理等	<p><一番下に追記> ※太陽光発電施設を廃止せずに運転を休止しておく場合も、上記のとおりとする。 <理由> 費用等の都合により廃止せず、運転を休止して長期放置または放棄することを防止するため。</p>				○	<p>本条例案では、太陽光発電施設は運転の有無にかかわらず、常時安全かつ良好な状態を維持することを義務付けています。したがって、仮に運転を休止している場合であっても、維持管理義務は継続して課されるものであり、放置することは認められません。</p> <p>また、設置規制区域内の施設については、維持管理等に関する定期報告を毎年求めることとしており、運転状況にかかわらず適正な維持管理等が行われているかを確認します。なお、事業内容を変更する場合は、設置規制区域内では変更許可申請、設置規制区域外では変更届出が必要となります。</p> <p>以上のことから、運転休止に係る届出の規定は設けておりませんが、維持管理等の義務及び報告制度により、長期放置や放棄が生じないよう対応していきます。</p>
17	29	P.14 廃止後の処分	<p><最初の項目に追記> ・太陽光発電事業を廃止しようとするときは、その旨を(追記)『廃止計画書を添付して』届け出なければならない。(追記)『また、廃止計画が完了した時は、その旨を届け出なければならない。』 <理由> 市が廃止状況を把握して、長期放置や放棄を防止するため。</p>	○				<p>ご提案をいただいたとおり、各事業の廃止状況等を把握するために、事業者が事業を廃止しようとするときは、あらかじめ事業廃止届出書を提出することを規定し、提出された廃止届出書に基づき、施設の撤去・廃棄等が適正に行われているか、施設撤去完了届出書の提出を求めるとともに、必要に応じて報告徴収や立入検査等により確認を行います。</p>
18	30	必要な手続き	許可申請、届出から許可や受理されるまでの標準期間を明確にしてください				○	<p>本市における許可申請や届出に係る処理期間については、静岡市行政手続条例に基づき、行政手続ごとに標準処理期間を定めるよう努めることとされています。</p> <p>本条例に基づく許可申請及び届出についても、同条例の趣旨を踏まえ、今後、標準処理期間を設定することを予定しています。</p> <p>標準処理期間については、申請内容の複雑性や関係法令に基づく他機関との協議の有無等を考慮した上で整理する必要があることから、条例施行までに関係部局間で検討を行い、市ホームページ等で公表する予定です。</p>
18	31	区域の設定、関係法令および担当部署	適正に法令対応をする上で、当該条例含め関係法令と担当部署を明確にした一覧を示していただきたい				○	<p>事業者が適正かつ円滑に法令対応を行えるよう、設置規制区域等に関する主な法令及び担当部署を整理した一覧を作成し、条例施行までに、市ホームページ等で公表する予定です。</p> <p>今後も、分かりやすい情報提供に努め、適正な制度運用を図っていきます。</p>
18	32	地域住民等への説明	説明対象および説明項目を明確にしてください。説明資料の様式を準備していただきたい。				○	<p>地域住民等への説明については、本条例案において、説明の対象となる地域住民の考え方など基本的な方向性を示しています。</p> <p>これを踏まえ、条例施行までに、より具体的な説明の対象となる地域住民等の考え方、説明方法、説明項目等を明示した手引きを作成し、市ホームページ等で公表する予定です。</p> <p>一方で、事業規模や立地条件、地域特性等は案件ごとに大きく異なり、説明事項は変わります。そのため、説明資料の様式については一律の様式を設けず、個別の事業内容に応じて適切に判断することが望ましいと考えています。</p>
18	33	保険加入について	着工前および運転開始前のそれぞれの損害保険について、賠償範囲、賠償額、補償内容を具体的にお示しいただきたい。また、至近の損害保険は補償内容が改悪され、保険費用も増大しており、事業性を圧迫し、加入メリットを見出せなくなっている。自己資金による補償も認めていただきたい。				○	<p>本条例案では、一箇所あたりの合計出力が1,000kW以上の大規模太陽光発電事業者について、事故や災害時に多額の復旧費用や損害賠償が必要となることから、損害賠償責任保険等への加入を義務付けることとしています。</p> <p>保険の具体的な補償内容や賠償額等については、事業規模や立地条件、想定されるリスクに応じて、適切な内容が確保されることが重要であるとされており、条例で一律の基準を定めることは想定していません。</p> <p>なお、事故発生時に確実かつ速やかに補償や原状回復が行われる仕組みを確保する観点から、自己資金による補償ではなく、保険加入を基本とする考え方としています。</p>

18	34	廃止後の処分(保証金)について	制度概要は理解するものの、手続きが複雑になると思料します。手続きフローが不明確かつ事務手間ばかりがかかることのないように希望します。				○	保証金制度は、太陽光発電施設の廃止後に撤去や処分が適切に行われない事態を防止するため、実効性を確保する観点から導入するものです。 一方で、手続きが過度に煩雑となり、事業者の負担が不必要に増大することは望ましくないと認識しています。 このため、保証金の預入や質権設定に係る手続については、手続の流れが分かりやすく、かつ円滑に行えるよう、今後、具体的なフローを整理し、市ホームページ等で分かりやすく示していくことを検討していきます。
18	35	手続の流れ_運転中の定期報告(年1回)	運転中の定期報告(年1回)とあるが、どのような報告内容を想定していますか。年1回の頻度は本当に必要でしょうか。				○	定期報告は、運転中の太陽光発電施設について、適正な維持管理等が継続して行われているかを確認し、事故や災害の未然防止につなげることを目的としています。 報告内容としては、維持管理等の実施状況、廃棄等費用の積立状況等を想定しており、詳細については今後検討していきます。 年1回の報告頻度については、事業者の負担に配慮しつつ、継続的な状況把握を行う観点から設定しています。
19	36	リーフレット 既存施設の取り扱いについて(P4)	①「施行日まで」の対応については施行日から1年以内等の猶予期間を設けて頂きたい。				○	①本条例案では、既存施設について、施行日までに必要な手続きと、施行日以降に必要な手続きを区別して定める予定です。施行日から適正な維持管理を行うために必要な手続きとなるため、施行日から猶予期間を設けることは考えていません。
19	37	リーフレット 既存施設の取り扱いについて(P4)	②「努力義務」については「任意」として頂きたい。				○	②本条例案では、事業者の自主的な取組を促すため、一定の事項を努力義務として規定しています。 既存施設については、不遡及の原則等を踏まえ、義務を一律に課することが適当ではない事項があります。一方で、防災・環境保全・景観等の観点から、事業者にとって一定の対応を求める必要性が高い事項もあることから、これらについては、任意の取組ではなく、条例上の努力義務として位置づけています。
19	38	リーフレット 既存施設の取り扱いについて(P4)	③ 設置規制区域内の既存事業概要の届出について、現ガイドラインにおいて届出を実施している場合は、再度の届出は不要として頂きたい。 ④ すでに現ガイドラインにて事業概要書を提出している施設については、条例施行にあたり必要な手続き及び内容を、事業者へ通知して頂きたい。				○	③本条例の施行に伴い、現行の静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドラインは廃止する予定です。 条例案では、既存施設についても、将来にわたり安全かつ適正に維持管理等や廃止後の処分がなされ、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されるよう、必要な手続きを定めます。 このため、既存施設については、ガイドラインの対象であったかどうかに関わらず、条例に基づく手続きが必要となります。 ④本条例の施行にあたっては、既存施設の事業者に対し、必要な手続きや提出書類等について個別に通知するとともに、事業者を対象とした説明会の開催等により周知を図る予定です。制度の円滑な移行が図られるよう、丁寧な周知に努めていきます。
19	39	条例骨子案 区域の設定(P5)	①「①保安林、地域森林計画対象民有林(森林法)」については林地開発許可が必要な場合を対象として頂きたい。				○	①本条例案では、太陽光発電施設の設置に伴い、防災・環境保全・景観等への影響が生じるおそれのある区域を設置規制区域として設定しています。 保安林や地域森林計画対象民有林については、林地開発許可の要否にかかわらず、森林伐採及び土地利用の変更等により、土砂災害の防止、水源の涵養、二酸化炭素の吸収といった森林の有する公益的機能が損なわれるおそれがあります。 このため、本条例案では、森林の公益的機能の保全を図る観点から、設置規制区域の設定において林地開発許可が必要な場合のみに限定することは考えていません。
19	40	条例骨子案 区域の設定(P5)	②「⑩農業振興地域内の農用地区域での影響」については農用地区域以外の農業振興地域(白地地域)における農地の転用については除外と記載して頂きたい。	○				②本条例案では、設置規制区域として「農業振興地域内の農用地区域」を定義することとしています。これ以外の農地については、条例上は設置規制区域外として取り扱うこととなり、届出制による手続きの対象となります。したがって、農業振興地域内であっても農用地区域以外の区域については、設置規制区域には該当しません。
19	41	条例骨子案 適正な維持管理等(P12)	・「大規模太陽光発電事業者は、損害賠償責任保険、その他必要な保険に加入しなければならない。」については設置規制区域内を対象とし、それ以外の区域については任意として頂きたい。				○	本条例案では、一箇所あたりの合計出力が1,000kW以上の大規模太陽光発電事業については、事故や災害が発生した場合に周辺地域へ与える影響や損害額が大きくなるおそれがあることから、区域の別を問わず保険加入を義務付けることとしています。 事故や災害が発生するリスクは、必ずしも設置規制区域内に限られるものではなく、規模が大きければ影響が広範囲に及ぶ可能性があるため、規模に着目して義務付けることが適当と判断しています。このため、設置規制区域内に限定することは考えていません。
20	42	日本に太陽光発電施設はいりません	人権侵害について 静岡市で使おうとしている太陽光パネルはどこの国で作られた物でしょうか？もしそれが中国製であれば大問題です。太陽光パネルの前工程で作られているポリシリコンが新疆ウイグル自治区における強制労働で作られている可能性があります。アメリカでは2022年ウイグル強制労働防止法を施行しました。静岡市もウイグルで強制労働されていないと立証できなければ太陽光パネルを入れてはいけません。また、中国は国策で太陽光パネルの覇権を握ろうと国が補助金を出し、今は過剰設備状態になっています。そして、アメリカに売ることができなくなって余った在庫を日本に押し付けているのです。(過剰供給状態)日本が中国の過剰生産品の救済措置を行う理由はどこにもありません。				○	ご意見のとおり、製品の製造過程における労働環境や人権への配慮については、重要な課題として社会的な関心が寄せられています。 一方で、本条例案は、太陽光発電施設の設置や維持管理等に伴う防災・環境保全・景観への影響を適切に管理することを目的としており、個別の製品の製造過程における労働環境や輸入規制等に関する事項について対象とするものではありません。これらについては、国における制度や取組において対応されるべき事項であると考えています。

20	43	日本に太陽光発電施設はいりません	火災と感電について 太陽光パネルは雨が降った時や夜は発電しませんが、太陽光パネルの火災が起こった時は夜間でも炎の光で発電します。消火活動の基本的な手法の一つの棒状の放水処理では感電するため、太陽光システムから6~10m以上離れる必要があります。若しくは噴霧注水で時間をかけて消すか、自然に火が消えるのを待つこととなります。いずれも効率的な消化ができないため太陽光パネルは非常に危険な設備と言えます。過去の事例として、鹿児島県伊佐市の太陽光発電施設火災では鎮火までに20時間以上、仙台市青葉区芋沢にある西仙台ゴルフ場メガソーラー発電所での火災では鎮火までに22時間かかっています。今後、南海トラフ地震が発生した場合、静岡県内の広い範囲で火災などの被害が予想されます。一刻を争うなかで噴霧放水で時間をかけて火を消していたら人の命は救えません。				○	ご指摘の太陽光発電施設の火災時における感電リスク等については、消防庁等においても留意事項が示されているところであり、安全面に関する指摘があることは承知しています。 本条例案は、こうした点も踏まえ、太陽光発電施設の設置や維持管理等が適切に行われるよう、防災・環境保全・景観への影響に配慮し、必要な手続き等を定めることを目的としています。 事業者に対し、計画段階から地域住民等への説明を求めるとともに、維持管理等基準の順守や災害発生時の報告、必要な措置を義務付けることで、地域と調和した事業の導入を図っていきたく考えています。 なお、個別の火災時の消火活動や安全対策については、消防関係法令や対応マニュアル等に基づき、適切に対応していきます。
21	44	条例骨子案全体	これ以上再生可能エネルギーは必要ありません。そもそも太陽光パネルには問題があると分かっているから推進する意味がない。骨子案にはありませんでしたが、大地震発生時に太陽光パネル火災があった際に対応できると思えません(別添のとおり。2枚目『太陽光発電システムの設置された一般住宅における消防活動上の留意点』を参照して下さい)。その際に市民の命や財産が失われたら、市は責任をとれますか？				○	ご指摘の太陽光発電施設の火災時における感電リスク等については、消防庁等においても留意事項が示されているところであり、安全面に関する指摘があることは承知しています。 本条例案は、こうした点も踏まえ、太陽光発電施設の設置や維持管理等が適切に行われるよう、防災・環境保全・景観への影響に配慮し、必要な手続き等を定めることを目的としています。事業者に対し、計画段階から地域住民等への説明を求めるとともに、維持管理等基準の順守や災害発生時の報告、必要な措置を義務付けることで、地域と調和した事業の導入を図っていきたく考えています。 なお、個別の火災時の消火活動や安全対策については、消防関係法令や対応マニュアル等に基づき、適切に対応していきます。
22	45	条例骨子案全体に対して	私は以下の理由で太陽光発電を推進すべきではないと考えます。 ①世界的な人権の観点:太陽光発電パネルはそのほとんどが中国製です。大量生産のメリットを活かし低価格を実現して、我が国におけるシェアを伸ばしてきました。一方でその低価格の要因にはチベット人やウイグル人の隷属的な労働によるものである可能性があります。実に欧米ではこの観点から太陽光発電に対する積極的な投資は行われていないのが実情です。				○	①ご意見のとおり、製品の製造過程における労働環境や人権への配慮について、社会的な関心が寄せられていることは承知しています。 一方で、本条例案は、太陽光発電施設の設置や維持管理等に伴う防災・環境保全・景観への影響を適切に管理することを目的としており、個別の製品の製造国や製造過程における労働環境や輸入規制等に関する事項について判断・規制するものではありません。これらについては、国における制度や取組において対応されるべき事項であると考えています。
22	46	条例骨子案全体に対して	私は以下の理由で太陽光発電を推進すべきではないと考えます。 ②環境への影響:太陽光パネルには少なからず有害な物質が含まれています。また太陽光パネルの廃棄、およびリサイクル方法については明確に定められておりません。自然災害が発生した場合、有害物質が漏洩するリスクを完全に払拭できておりません。				○	②太陽光発電は、カーボンニュートラルの実現に向けて重要な電源である一方、その普及にあたっては、環境保全との両立が求められます。このため、本条例案は、防災・環境保全・景観への配慮を通じて、地域との調和が図られた太陽光発電事業を誘導することを目的としています。 また、将来的な太陽光パネルの廃棄については、使用済み太陽光パネルに関し、排出抑制(リデュース)や再利用(リユース)を優先し、それが困難な場合には再資源化(リサイクル)に努めるという考え方を明確にしています。加えて、自然災害時における環境への影響にも配慮しつつ、今後、国の動向や技術開発の進展を踏まえ、廃止後においても適正な利用や処理が図られるよう検討していきます。
22	47	条例骨子案全体に対して	私は以下の理由で太陽光発電を推進すべきではないと考えます。 ③太陽光発電のネガティブな側面:太陽光発電は天候や季節、時間帯に大きく左右される発電方法であり、不安定な発電方法です。太陽光発電にはバックアップ電源が必要となります。つまり夜間は二酸化炭素を排出する発電方法により発電しなくてはなりません。発電だけにフォーカスすれば二酸化炭素の排出量を多少削減できると思われますが、抜本的な排出量の削減には寄与する発電方法ではないと考えます。				○	③太陽光発電は、天候や時間帯により出力が変動する電源であり、電力系統においては、他の電源と組み合わせることで需給調整が行われています。 しかし、発電が行われている時間帯には、その分、火力発電等の出力を抑制することが可能であり、年間を通じた総発電量で見れば、二酸化炭素排出量の削減に寄与する電源と位置付けられています。 再生可能エネルギーの導入方針は国のエネルギー政策に基づくものであり、本条例案はその是非を判断するものではありません。導入される太陽光発電施設について、防災・環境保全・景観等に配慮がなされ、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されることを目的としています。
23	48	「静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」の骨子案そのものについて	そもそもソーラーパネルの設置自体が環境破壊です。百害あって一利なしだと思います。鉛・カドミウム・セレン・ヒ素など、人体や生態系に悪影響を及ぼす重金属が使われているとのことで、地震や台風など、災害が多い日本においては害悪ではないでしょうか?何かの拍子に破損すれば、そこから有毒物質が土壌や、雨水をつたって地下水や川に流れ込み、やがて巡り巡って人体に入り込むことが非常に恐ろしいです。				○	現在主流の太陽光パネルは、その構造上、通常の使用において直ちに有害物質が環境中へ流出する設計とはならず、廃棄についても関係法令に基づき処理されます。 一方で、災害時等の破損による環境への影響が生じるおそれも踏まえ、本条例案では、設置場所の適正化や維持管理等、廃棄時の適切な対応を定めることにより、環境への影響の最小化を図ることとしています。
23	49	「静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」の骨子案そのものについて	破損して小さな欠片になっても発電し続け、枯葉や建物の火災の恐れにもなると日本国内で報告があるようで、なおかつ消防士が消火活動中に感電するリスクが問題視されているようです。				○	災害時の対応については、太陽光発電施設における火災時の感電リスク等に関して消防庁等により留意事項が示されています。本条例案は、太陽光発電施設の設置や維持管理等が適切に行われるよう、防災、環境保全および景観への影響に配慮した手続き等を定めることを目的としています。 なお、個別の火災時の消火活動や安全対策については、消防関係法令や対応マニュアル等に基づき、適切に対応していきます。
23	50	「静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」の骨子案そのものについて	ソーラーパネルにはパワーコンディショナーという装置が付いており、「ピー」という周波数のある音をだしており、これで不眠・頭痛・吐き気を訴えるなど、具合が悪くなる人が実際にいるそうです。				○	設備から発生する音の影響は、機器の種類や設置条件によって異なります。本条例案では、周辺環境に配慮した施設配置や適切な管理を事業者を求めることにより、騒音を含む生活環境への影響の低減を図ります。

23	51	「静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」の骨子案そのものについて	人間だけではなくありません。ソーラーパネル設置により森林伐採され、棲みかや食べ物をなくしただけでなく、この電子音の不快感もあって、多数の熊が人里に降りてきて人間を襲ったというのが去年全国的に見られた現象ではなかったでしょうか？夜間や曇りの日、またパネル自体が雪で覆われたら発電しないという効率の悪さもありますが、先ほども書いたように、人体や生態系への汚染・実害が一番の恐れです。ソーラーパネル自体の設置をやめてください。				○	ご指摘のとおり、太陽光発電施設の設置については、自然環境や生活環境への影響が大きいことから、条例案では、土砂災害・環境保全・景観等に大きな影響を及ぼすことが懸念される区域を設置規制区域として許可制を導入し、防災・環境・景観等をはじめとした施設の安全性や騒音等の設置基準を満たさない事業については許可しない仕組みとします。設置場所や事業内容に応じた対応を定めることにより、森林伐採に伴う生態系の変化や野生動物の生息環境への影響の低減を図ります。
24	52	安全性への懸念と住民説明の徹底の要請	太陽光パネルは、有害物質のリスクや火災時のリスクが懸念されています。そのようなリスクをはらんでいるにも関わらず面積当たりの発電量に関しては太陽光の2600分の1程度しかなく、発電量に見合う以上のリスクがあると考えざるを得ず太陽光発電の拡大は非常に危険であると考えます。太陽光パネルには鉛・カドミウム・セレン・ヒ素などの有害物質が微量に含まれており、通常時はリスクは高くありませんが破損時などの雨水による流出が懸念されています。また、不適切な廃棄時も同様で雨水によって流出する可能性が指摘されています。				○	太陽光発電パネルに有害物質のリスクが存在するとのご懸念については、留意すべき点だと認識しています。現在主流の太陽光パネルは、その構造上、通常の使用において直ちに有害物質が環境中へ流出する設計とはなっておらず、廃棄についても関係法令に基づき処理されます。一方で、災害時等の破損による環境への影響が生じるおそれも踏まえ、本条例案では、設置場所の適正化や維持管理等、廃棄時の適切な対応を定めることにより、環境への影響の最小化を図ることとしています。
24	53	安全性への懸念と住民説明の徹底の要請	<p>太陽光パネルの火災リスクは火災が起こると被害が大きくなりやすいという点が本質です。特に静岡のように住宅密集地や強風地域では、初期対応の難しさがリスクを高めています。火災時には棒状放水は感電リスクがあるため、霧状放水に頼らざるを得ずその場合熱源に近づいて消火する必要があるほか、霧状放水には時間がかかるため延焼や沈火までの時間がかかるというリスクがある。鎮火まで長時間かかった代表的な太陽光パネル火災の例</p> <p>1. 鹿児島県伊佐市メガソーラー火災（鎮火まで20時間以上） 発生：2024年3月27日 場所：メガソーラー「ハヤシソーラーシステム高柳発電所」 特徴：蓄電設備（リチウムイオン電池）を含む建屋が爆発 消防隊員4名が負傷 鎮火まで20時間以上を要したと報告 このケースは蓄電池火災が絡んでおり、太陽光パネル単体よりも難易度が高い典型例です。</p> <p>2. 宮城県仙台市・西仙台ゴルフ場メガソーラー火災（鎮火まで22時間） 発生：2024年4月15日 消防車50台以上、消防隊員・団員200名以上が出勤 感電リスクのためすぐに放水できず、日没まで待機鎮火まで22時間を要したこの火災は「感電の恐れで放水できなかった」という点が大きく報じられ、太陽光パネル火災の難しさが社会的に注目されるきっかけになりました。なぜ鎮火が長時間化するのか（共通点） 長時間化した事例には、次のような共通要因があります。感電リスクにより接近・放水が制限される 特にメガソーラーは直流高電圧の配線が広範囲に存在し、破損時の危険が大きい。 広大な敷地で火点の特定が困難 数千～数万枚のパネルが敷き詰められているため、延焼経路の把握が難しい。 蓄電池（リチウムイオン電池）が関与すると消火が困難 鹿児島島の例のように、電池火災は再燃しやすく、冷却に長時間を要する。 屋外で風の影響を受けやすい 山間部や高台に設置されることが多く、風で延焼が拡大する。 また、住宅用太陽光パネルでも消火に要する時間がかかってしまう。。 住宅火災では消防庁も「通常どおり放水消火を行う」としており、鎮火時間が極端に延びるのは、主に以下の条件が重なる場合です。 屋根上で接近困難 配線破損による感電リスク パネル下の空間に火が回り、延焼経路が複雑化 強風で火勢が強まる</p>				○	<p>災害時の対応については、太陽光発電施設における火災時の感電リスク等に関して消防庁等により留意事項が示されています。本条例案は、太陽光発電施設の設置や維持管理等が適切に行われるよう、防災、環境保全および景観への影響に配慮した手続き等を定めることを目的としています。</p> <p>なお、個別の火災時の消火活動や安全対策については、消防関係法令や対応マニュアル等に基づき、適切に対応していきます。</p>